

生駒市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市広告掲載要綱（平成20年10月10日施行。以下「要綱」という。）に基づき、本市が発行する広報紙「広報いこま」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲載できる者、広告の内容等は、要綱及び生駒市広告掲載基準（平成20年10月10日施行。以下「掲載基準」という。）に定めるところによる。

(広告の規格等)

第3条 広告は、4色刷りとする。

2 広告の1枠当たりの大きさは、縦64ミリメートル、横175ミリメートルとし、1ページ当たり4段とする。ただし、複数枠を統合し、又は1枠を等分に2分割することができる。

3 広告掲載の位置は、毎月概ね15日に発行する広報紙の最終ページとする。

(広告の掲載回数)

第4条 広告の掲載回数は、1回を単位とし、複数回にわたる掲載を可能とする。この場合において、当該回数は、1会計年度において12回を超えることができない。

(広告の掲載申込等)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、市が広告の取扱業務を委託した事業者（以下「広告取扱業者」という。）に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を受けた広告取扱業者は、要綱、掲載基準及びこの要領（以下「要綱等」という。）の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、適当

と認める場合は、掲載する広告の原稿案及び資料等を市が定める期日までに提出し、市の承認を受けなければならない。

3 市は、前項の規定により提出を受けた広告の原稿案について、要綱等の規定に基づく審査を行うものとし、広告主、広告の内容等が要綱等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に広告の内容の修正等を求めることができる。

4 広告取扱業者は、前項の規定による修正等の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

5 広告取扱業者は、市が指定する期間内に限り、掲載を予定している広告を市の承認を得て変更することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告取扱業者は、広告の原稿を市が指示する方法により、その指定する期日までに提出しなければならない。

2 前条第2項に規定する広告の原稿案及び前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、広告取扱業者の負担とする。

(広告掲載料)

第7条 広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料は、広告主と広告取扱業者との契約において、取り決めるものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき又は広告内容の修正等の求めに応じないとき。

(2) その他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により掲載を取り消した場合において、市は、広告取扱事業者が

市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主及び広告取扱事業者に対して賠償の責任を負わない。

(施行の細目)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。